

2026年5月15日

各 位

会社名 ク リ ア ル 株 式 会 社
 代表者名 代表取締役社長 執行役員 CEO 横田 大造
 (コード番号: 2998 東証グロース)
 問合せ先 執行役員 CFO 経営企画本部長 岡田 康嗣
 (TEL. 03-6264-2561)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2026年6月25日開催予定の第15期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

監査体制の充実強化を図るため、現行定款第27条（員数）につきまして、監査役の員数を現在の3名以内から4名以内に増員するものであります。併せて表記の統一をはかるため所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほ か 、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役の 他 、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほ か 、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の 他 、取締役会において定める株式取扱規程による。
(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを招集する。
(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故がある 時 は、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故がある時には、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p>
<p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>ただし、第28条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>但し、第28条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(任期)</p> <p>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>(任期)</p> <p>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>3. 前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>3. 前2項の他、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。</p>
<p>2011年5月11日 制定</p> <p>2015年5月15日 改訂</p> <p>2015年6月1日 改訂</p> <p>2016年10月1日 改訂</p> <p>2017年10月1日 改訂</p> <p>2018年3月20日 改訂</p> <p>2018年7月15日 改訂</p> <p>2018年12月17日 改訂</p> <p>2019年1月4日 改訂</p> <p>2020年3月30日 改訂</p> <p>2021年3月1日 改訂</p> <p>2021年12月1日 改訂</p> <p>2022年6月30日 改訂</p> <p>2023年6月27日 改訂</p> <p>2025年10月1日 改訂</p>	<p>2011年5月11日 制定</p> <p>2015年5月15日 改訂</p> <p>2015年6月1日 改訂</p> <p>2016年10月1日 改訂</p> <p>2017年10月1日 改訂</p> <p>2018年3月20日 改訂</p> <p>2018年7月15日 改訂</p> <p>2018年12月17日 改訂</p> <p>2019年1月4日 改訂</p> <p>2020年3月30日 改訂</p> <p>2021年3月1日 改訂</p> <p>2021年12月1日 改訂</p> <p>2022年6月30日 改訂</p> <p>2023年6月27日 改訂</p> <p>2025年10月1日 改訂</p> <p>2026年6月25日 改訂</p>

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月25日 (予定)
定款変更の効力発生日	2026年6月25日 (予定)